

島田市行政経営戦略行動計画(H27～H29)

1 市の経営方針に基づき行政運営する仕組みの構築

(1) 経営方針の設定

①市の経営方針の設定

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
1	実施計画策定作業に併せ、経営方針を設定するスキームを確立する。	平成27年度については、実施計画の策定作業の中で平成28年度経営方針を策定していく手順を示したところである。作業内容を検証し、平成27年度中の「策定方法」の確立を目指す。 次年度以降はPDCAを回しながら改善を図る。	平成28年度経営方針の策定 策定方法の確立	平成29年度経営方針の策定 策定方法の改善	平成30年度経営方針の策定 策定方法の改善	27年度 策定方法の確立	秘書政策課・経営管理課

②市の経営方針に基づく部・課の方針の設定 ③課の方針に基づく個人目標の設定

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
2	総合計画に掲げる将来像を実現するため、市の経営方針を部、課に展開し、課の方針に基づき職員一人ひとりが個人目標を設定する仕組みを構築する。	他の自治体の事例を調査・研究してシステムを設計する。 平成29年4月試行	他市の事例調査・研究	システム設計・試行準備	試行	29年度 試行	秘書政策課・経営管理課

(2) 方針を管理する仕組みづくり

①部・課の方針、職員の目標を管理する仕組みの構築

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
3	市の経営方針を展開する行政運営の仕組みにおける目標、方策を管理し、PDCAサイクルを回す仕組みを構築する。	他の自治体の事例を調査・研究してシステムを設計する。 平成29年4月試行	他市の事例調査・研究	システム設計・試行準備	試行	29年度 試行	経営管理課

②トータルシステムの構築に向けた研究

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
4	方針を管理する行政経営システムと人事評価や事務事業評価、予算などを連動させる「トータルシステム」の構築について研究する。	方針を管理する行政経営システムを構築するにあたり、人事評価制度との連動を図りながら構築を進めていく。また、その他の制度との連動についても研究を進めていく。	他市の事例調査・研究	人事評価制度と連動した方針管理システム設計・試行準備	試行 その他の制度と方針管理システムの連動について研究成果公表	29年度 研究成果公表	経営管理課

2 人材育成の推進

(1) 意識改革と意欲の喚起

①職員意識調査の実施と分析・活用

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
5	業務に対する職員の意識調査の実施	職員意識調査を実施して、結果を人事評価制度、公平・公正な人事異動、職員研修に反映させて、意識改革を促すとともに、意欲的に業務に取り組む意識を養う。	意識調査実施 結果検証	結果を人事評価制度等に反映	意識調査実施 結果検証	職員意識調査を実施して、結果を人事評価制度、公平・公正な人事異動、職員研修に反映させる。	経営管理課

②目標管理による人事評価制度の構築

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
6	新人事評価制度の正式導入	平成26年5月の地方公務員法の一部改正により、人事評価制度が正式導入されることとなった。そのため、平成27年度には新人事評価制度を策定し、全職員へ周知する。そのうえで、平成28年度から正式導入する。	人事評価制度の策定 全職員、臨時職員、嘱託員への周知	導入	継続実施	28年度 正式導入	人事課

③公平・公正な人事異動の実施

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
7	職員意向調査を踏まえた人事異動を実施する。	人事異動には、所属の意向だけでなく、職員の意向についても最大限配慮することを基本としている。職場には人間関係で悩む職員もおり、全体のバランスを考慮することを優先している。このため異動先希望達成率60%は妥当であると考え。意向調査書の提出率を向上させることで、職員の意向を強く反映することができる。	所属ヒアリング実施 職員意向調査実施	継続実施	継続実施	職員意向調査 異動先希望達成率60%(27年度) 職員意向調査 提出率85%(27年度)	人事課

④ 職員研修の見直し・充実

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
8	年間研修計画に沿った研修の実施	毎年職員研修計画を策定し、自主研修、職場実務研修、職場外研修を実施している。職場実務研修では、庁内実務研修として、会計事務や契約事務等実務を学ぶ研修だけでなく、地方創生等の新鮮な話題を時期を得て行うとともに、職員のプレゼンテーション能力の向上も併せて目的としていく。職場外研修では、定例の階層別研修だけでなく、市町村アカデミー等派遣研修に加え、講演会研修として「時局講演会」を開催し、潮流を知る組織風土の醸成に取り組むものとする。	自主研修 職場実務研修 職場外研修	継続実施	継続実施	庁内実務講座 開催回数 10回/年間 参加人数 500人/年間	人事課

⑤ キャリアデザインの作成

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
9	自らの経験やありたい将来像について考慮しながら、自らの職務を形成する職員を育成する。	主査級及び主事級職員40人を対象(公募及び指名制)にキャリアデザインに関する研修を実施する。	研修実施	継続実施	継続実施	キャリアデザイン研修を実施する。	人事課

(2) 資質の向上と多様な人材の活用

①人材育成基本方針に基づく職員の養成

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
10	島田市人材育成基本方針に基づく、求められる職員像の育成を行う。	研修により島田市人材育成基本方針に基づく求められる職員像の育成を実施する。また、平成28年度新人事評価制度の正式導入にともない、職員研修への参加を評価の対象として位置づける。	職員研修の実施 人事評価制度とのリンク	新人事評価制度の正式導入	継続実施	人材育成基本方針と人事評価システムをリンクさせる。	人事課
11	庁内に危機管理ノウハウが発揮できるキーマンを育成する。	危機管理に関する知識や技能を習得させるため、座学やグループワークでの具体的な事例研究といった、年間12回程度のカリキュラムに基づく、防災マイスター養成講座を開講する。	防災マイスター養成講座の開講	継続実施	継続実施	継続事業に位置付け、庁内により多くの防災マイスターを育成する。	危機管理課

②民間企業との人事交流、他団体への職員の派遣

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
12	保育士の資質と保育行政の向上のため、民間保育園と人事交流を行う。	公立、民間保育園におけるそれぞれの良さを認識し、派遣交流後にはその知識、技術、人脈等を活かすことで双方の資質向上も目指す。	人事交流	継続実施	継続実施	毎年1人 民間保育園と人事交流を行う。	人事課

③業務に関する資格取得への支援

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
13	通信教育受講者に対して受講料援助を行う。	受講料の1/2相当額を援助する。(2万円を限度)	受講料援助	継続実施	継続実施	一人でも多くの職員が受講できるよう引き続き啓発する。	人事課

④任期付採用制度による専門職の任用・活用

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
14	行政ニーズの多様化、高度化や業務量の増大化に対応するとともに、既成概念に捉われない事業を展開し他団体との差別化を図るため、高度で専門的な知識を有する任期付職員を採用する。	新たな事業展開や組織強化のために必要な能力を有する人材を登用する。	4人採用	未定	未定	職員定員管理計画を踏まえ、職員の採用と併せて必要数確保する。	人事課

⑤再任用制度の有効活用

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
15	行政ニーズの多様化、高度化や業務量の増大化に対応するため、定年退職後の職員についても、その技術等を活かすべく再任用する。	業務の改廃や職員採用数に影響するため、当面は、必要数を補完する採用とする。	9人採用	未定	未定	職員定員管理計画を踏まえ、職員の採用と併せて必要数確保する。	人事課

(3)適切に評価する人事の仕組みづくり

①職員の能力や業績などを適切に処遇や人事に反映させる人事評価制度の構築

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
-	新人事評価制度の正式導入(再掲)	平成26年5月の地方公務員法の一部改正により、人事評価制度が正式導入されることとなった。そのため、平成27年度には新人事評価制度を策定し、全職員へ周知する。そのうえで、平成28年度から正式導入する。	人事評価制度の策定 全職員、臨時職員、嘱託員への周知	導入	継続実施	28年度 正式導入	人事課

②職の公募による人事異動の実施

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
16	実施の可能性について調査研究する。	組織編成、業務再配分、新規事業導入時等にその効果を発揮させる手法として公募を検討する。	調査研究	継続実施	継続実施	調査研究する。	人事課

3 組織力の強化

(1)総合計画と組織の整合

①総合計画の施策体系に合致した組織づくり ②総合計画の各施策の目的に沿った組織への再編

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
17	総合計画の施策体系・目的に合致した組織づくり	毎年、各課とのヒアリングを行い、課題解決するとともに政策推進型の行政運営体制への転換、外部環境変化への対応、市民にとっての利便性の向上を図っていく。	各課とのヒアリング	継続実施	継続実施	総合計画の施策体系と目的に沿った組織へ再編する。	経営管理課

(2)組織内分権の推進

①意思決定の仕組みの見直し ②決裁権限の委譲

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
18	事務能率向上と意思決定の迅速化を図るため規程の見直しを行う。	行政経営会議規程及び庁議等に関する規程の見直しを行い協議事項について付すべき会議を明確化し事務能率向上と意思決定の迅速化を図る。また、決裁権限の委譲を目的に専決規程を見直す。 平成29年度見直し、平成30年4月施行			規程の見直し	29年度 規程の見直し	経営管理課

③予算の枠配分の検討

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
19	当初予算編成における予算の枠配分について検討する。	枠配分方式を採用している団体の事例について調査研究し、本市における当該方式の採用の可否を判断する。	枠配分方式を採用している団体の調査研究		枠配分採用の可否を判断	29年度までに採用の可否を判断する。	財政課

④人員の枠配分の検討

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
20	人事異動について、一定の部署に人員を配置させるための権限を与えることを検討する。	検討する。	検討する	検討する	検討する	実施に向け可能かどうか検討する。	人事課

(3)横断的行政課題への対応

①横断的グループでの調査・研究の推進 ②プロジェクトチームの有効活用

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
21	まちづくり支援事業交付金事業	平成27年度は、各課に自課に関連する事業の把握と市民団体関係者との意見交換をしてもらうため事業報告会への参加を求める。所管課と市民団体との関わり方、予算措置等について検討を行い、要綱改正等必要な事務手続きを行う。予算措置などの条件がクリアできた場合は、平成28年度から新たな体制により事業実施をする。	事業報告会 翌年度分予算要求	翌年度以降の所管課での予算措置の可能性検討	継続して検討 (調整済の場合) 所管課へ移譲	申請事業に関連する所管課と事業実施団体との連携により、市独自では効果・実績を出すまでに時間や予算がかかるなどの問題の解消を図り、併せて市民団体の活動内容を把握し連携しながら事業をすることにより協働のまちづくりを推進する。	協働推進課
22	自治会役員への女性参画を推進する補助金交付要綱の制定	平成27年度は補助金交付要綱を制定し、各自治会へ周知を図る。平成28年度から実施し、自治会へ女性の登用を呼びかけつつ平成30年度まで継続実施する。	補助金交付要綱制定 各自治会への周知	要綱の施行	継続実施	自治会が自主的に役員組織を再構築し、女性の役員を継続登用する自治会への補助金制度を創設し、地域における男女共同参画推進を図る。	協働推進課
23	社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入に的確に対応する。	住民情報システムの改修を滞りなく進めるため、作業スキームを策定して作業を進める。セキュリティ対策については、平成27年7月に地方公共団体情報システム機構が提示するガイドラインに則り、セキュリティを強化する。平成28年からは市のシステム間の連携テスト、中間サーバ・プラットフォームや情報提供ネットワークシステムとの連携テスト・総合運用テストを実施し、平成29年7月からの情報連携の開始に備える。	システム改修	市のシステム間の連携テスト	H29.7情報連携開始 情報提供ネットワークシステム等との連携テスト・総合運用テスト	社会保障・税番号制度の的確な運用	総務課

24	障害福祉サービスと介護保険サービスの連携、円滑移行	担当者が双方の制度について理解を深めるため勉強会等を開催する。 具体的なケースについては、連携をもって対応する。 具体的なケース対応等により、効率的な対応の仕組みを検討し構築する。	勉強会 具体的なケースへの連携対応の実践(試行)	仕組みの検討	実践	65歳に到達する障害福祉サービス利用者に対して、過不足のないサービスを提供していくとともに、本人の手続きの効率化を図るための仕組みを、関係課で検討のうえ構築する。	長寿介護課・福祉課
25	国指定史跡・島田宿大井川川越遺跡の保存・管理・整備・活用事業	川越遺跡整備委員会による協議及び市内横断的グループによる調査研究等に基づき、28年度までに川越遺跡整備基本構想を策定し、30年度までに川越遺跡整備基本計画を策定する。	川越遺跡整備基本構想策定	川越遺跡整備基本計画策定(30年度まで)	川越遺跡の保存・管理・整備・活用に向けての整備基本構想、整備基本計画の策定	文化課	

4 効率的・効果的な行政運営の推進

(1)行政評価制度の創設

①次期総合計画への成果目標の設定 ②実施計画への成果目標の設定

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
26	平成27年度の実施計画の策定作業に併せて、掲載事業ごとに成果目標値を設定する。 平成27年度後半からはじまる第二次総合計画策定作業の中で、新しい評価項目、指標について検討を進めていく。	第一次総合計画における行政主導の「めざそう値」の設定経過を踏まえ次期総合計画への成果目標の設定作業では、住民意見を重視しながら進めていく。	実施計画における成果目標値の設定	次期総合計画策定作業における成果目標の設定		各事業において、1～2の成果指標を設定する(27年度実施計画)併せて、秘書政策課において成果指標の適否を判断する。	秘書政策課

③事務事業評価制度の創設

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
27	事務事業評価制度を創設する。	平成28年度までを事務事業評価制度の研究期間とし、平成29年度に創設する。創設した評価制度を次期総合計画基本構想に反映させる。	評価制度研究	評価制度研究	評価制度創設 総合計画に反映	29年度 制度の創設	経営管理課

④第三者による事務事業評価制度の調査・研究

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
28	第三者による事務事業評価制度を調査・研究する。	事務事業評価制度については、平成28年度までを事務事業評価制度の研究期間とし、平成29年度に創設するが、併せて事務事業評価に第三者が関与する制度について調査・研究をしていく。	評価制度研究	評価制度研究	研究成果公表	29年度 研究成果公表	経営管理課

(2)業務の標準化

①作業手順書の作成と活用 ②作業手順書の定期的な見直し

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
29	実質的なマニュアルの整備により、体制の強化を図る。	マニュアルを作成し、職員同士見直し改定していく。	マニュアルを作成	見直し、改訂、追加	見直し、改訂、追加	事務の目的・概要、対応方法、電算入力手順等、事務が簡潔にわかるマニュアルを作成し、効率的な事務執行と個人負担の軽減を図る。	川根地域 総合課 金谷南地 域総合課 金谷北地 域総合課

(3)業務改善の推進

①業務改善ハンドブックの活用 ②「ヒラメキ！改善運動」の推進

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
30	職員の改善意識を促し、業務改善を推進する。	平成27年度は、現行の職員提案規程において提案の制限とされている「他人の創意又は考案によるもの」を削除し、過去の事例や他市の改善例等を参考に、身近な改善から取り組めるよう制度を変更する。また、業務改善ハンドブックの活用を促し、ひとり1提案以上を目指し取り組みを進める。(取り組み単位は個人でもグループでも可)平成28年度以降も引き続き取り組む。毎年、取り組み結果を検証し、職員の改善意識が定着するよう制度の見直し等を検討し取り組んでいく。	規程改正 ヒラメキ！改善運動(職員提案制度)実施 取り組み結果検証	継続実施	継続実施	29年度 提案件数 120件	経営管理課
31	65歳到達者説明会の見直し	他市等の状況を把握する。(説明会の実施、制度の周知方法、問合せの状況等)制度周知の代替方法を検討、決定する。説明会の実施をやめた場合の影響の把握と対応の検討。説明会の実施をやめることについて市民へ周知する。	他市等の状況把握 代替方法の決定 中止の影響と対応検討 周知	実施(中止) 代替周知方法の実施 代替策の効果測定	実施(中止)の評価・検証	説明会の実施を止め、制度の周知等について代替方法により対応していく。	長寿介護課
32	防犯灯電気料金補助金の支払業務	平成27年度から128件の処理を11件に削減する。(金谷地区を「金谷」と「五和」に分ければ12件)	集約・起票事務	継続実施	継続実施	市内の11地区(第1～5、六合、大津、北部、初倉、金谷、川根)ごとに支出負担行為何を集約し、支払業務の簡略化と併せて地区ごとのデータ管理を両立させる。	協働推進課

(4)新規事業事前評価の仕組みづくり

①新規事業事前評価システムの構築

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
33	新規事業を開始する際に、活動目標や成果指標を設定し、事前に効果予測を行うことで実施の可否を判断する「事前評価」の仕組みを構築する。	事務事業評価制度の構築と併せ、新規事業事前評価システムの研究をし、平成29年度にシステムを構築する。	/	評価システム研究	評価システム構築	29年度 システムの構築	経営管理課

②実施計画と予算編成との連携

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
34	実施計画策定作業と予算編成作業を合わせることで、現場サイドにおける事務の効率化を図るとともに、全庁的かつトータル的に、総合計画施策体系を強く意識した行政運営を進める。	平成27年度については、実施計画の策定作業の中で、平成28年度各部の経営戦略を策定していく手順を示したところである。作業内容を見直し、平成28年度の策定手法の確立を目指す。	他市事例の研究と庁内調整 * 先進市(滝沢市)の視察など	試行	本格実施	28年度 試行 29年度 本格実施	秘書政策課

5 財政の健全化

(1)多様な収入の確保

①広告収入などの新たな自主財源の確保

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
35	ネーミングライツ制度を構築する。	平成27年度に制度を構築する。	制度構築	制度運用	継続実施	27年度 制度の構築	経営管理課
36	ふるさと寄附金記念品送付事業	平成27年度は、ふるさと寄附金事業のより効率的な運営を行うために、専門業者に業務委託を行う。これにより、より安心、安全を考慮した記念品の手配が可能となる。また、ポータルサイトへの商品掲載により、商品名や企業名等の露出が増し、島田市の地場産業をよりPRするチャンスとなり、島田市の魅力アップに伴うふるさと納税者の増加を目指す。 平成28年度以降も随時見直しを行い、ふるさと寄附金事業を通じて島田市の魅力をPRしていく。	業者への業務委託 記念品の随時見直し 対外的な島田PR推進	継続実施	継続実施	記念品を随時リニューアルし、魅力ある地場産品を導入することにより、さらなる地域振興を目指し、同時に島田市を応援するふるさと納税者の増加による、各種事業に充当するための財源確保を目指す。	協働推進課

②市有財産の有効活用

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
37	普通財産の売却処分や貸付けを積極的に行う。	平成27年度に市有財産有効活用に関する指針を作成するとともに、市有財産有効活用検討委員会（構成：市職員のみ）を発足し、様々な観点から未利用地の有効な活用方法について検討していく。 未利用地の行政的な利用計画や売却可能土地の選定、貸付料の改定などについて立案・決定していく。 公共施設マネジメント及び固定資産台帳整備と連動し、売却や貸付けが可能な財産をリスト化していくとともに、財産の現況についても詳細に把握していく。	指針作成 検討委員会発足	継続実施	継続実施	市有財産有効活用検討委員会を発足し、未利用地の今後の扱いについて検討していく。 耐震性が十分でない建物の利用者に早期に退去してもらうよう努める。	財政課

③既存無料サービスの見直し

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
38	公の施設の使用料における受益者負担の適正化を図る。	公の施設に係る受益者負担の基準案を作成し、案により使用料の試算を行い、行政経営会議等において、また、関係課等と協議する。協議後、基準を作成し、基準に基づき算定した使用料について、条例改正を行う。使用料改定について、広報紙、HP、各施設等において広報し周知を図る。平成29年4月施行予定。 負担の公平性を確保するため、使用料の無料・減免の取扱いについて、基準を作成する。	基準作成 条例改正	使用料改定周知期間	4月使用料改定	29年度 受益者負担基準が反映された使用料に改定	経営管理課
39	自治会長名簿の利用目的を明確にするため、管理及び閲覧の取扱いについて明確な要領を定める。	平成27年度に連合会内での協議を経て取扱要領を整備し、運用を開始する。 平成28年度以降は連合会の必要に応じて見直し等を行う。	取扱要領の整備	継続運用 必要に応じて見直し	継続運用 必要に応じて見直し	27年度 自治会連合会内での取扱要領の整備	協働推進課

④市民債による資金調達手段の検討

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
40	住民参加型市場公募地方債(公募市民債)による資金調達手段について検討する。	公募市民債を活用した資金調達の有益性について調査研究し、平成29年度までに発行の可否を判断する。	先進的な事例の調査研究		公募市民債の発行の可否を判断	29年度までに発行の可否を判断する。	財政課

(2)公共施設マネジメントの推進

①公共施設等総合管理計画の策定 ②具体的な取組を推進するための総合的な計画の策定

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
41	老朽化が進行する公共施設の維持管理・修繕・更新に関する取組を総合的に実施するための一連の計画を策定する。	<p>インフラ、プラント系施設等の保有状況に関するデータについて、各施設を所管する部署が管理する台帳等に基づき収集・整理する。</p> <p>全ての公共施設について将来発生する費用の予測を踏まえて公共施設等総合管理計画案を作成し、庁内での検討、市民からの意見募集を経て策定・公表する。</p> <p>公共施設等総合管理計画に沿って、具体的な取組を推進するための総合的な計画(推進計画)案を作成し、庁内での検討、市民からの意見募集を経て策定・公表する。</p> <p>公共施設を取り巻く環境の変化に応じ、策定済の計画を適宜見直す。</p>	<p>①公共施設等総合管理計画</p> <p>→ データ収集</p> <p>→ 素案作成</p> <p>→ 庁内検討</p> <p>→ 意見募集</p> <p>→ 公表</p>			<p>28年1月 総務省指針に基づき「公共施設等総合管理計画」を策定</p> <p>28年3月 「推進計画」を策定</p>	財政課
			<p>②推進計画</p> <p>→ 素案作成</p> <p>→ 庁内検討</p> <p>→ 意見募集</p> <p>→ 公表</p>				

③公共施設の適正配置と整備

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
42	川根地区指定管理施設8施設について、現指定管理(町内会等)への移譲を推進する。	現指定管理者の代表者等に指定期間(2年間)以後の更新が認められないこと、また、市内の各地区集会施設の現状や公共施設マネジメントの取組の推進(公共施設等総合管理計画)を丁寧に説明し、協議・調整を行いながら施設譲渡を推進する。 平成28・29年度 指定管理者(地元)との協議・調整し理解を得る。 平成30年2月に各施設の設置条例廃止(案)を上程、4月施行予定	指定管理更新(選定・指定、公示・協定の締結)地元への経過説明・意向確認 公共施設マネジメントの取組(公共施設総合管理計画)確認→施設譲渡手続きの確認	地元への経過説明・意向確認 公共施設マネジメントの取組(公共施設総合管理計画)確認→施設譲渡手続きの確認	地元への経過説明・意向確認 公共施設マネジメントの取組(公共施設総合管理計画)確認→施設譲渡手続き 施設設置条例及び規則の廃止	川根地区指定管理施設8施設は、特定地域のみで利用されている施設であることから、平成29年度末までに現指定管理者(地元町内会等)に譲渡する。	川根地域総合課
43	都市計画道路必要性再検証及び道路整備プログラム策定	平成27年度に都市計画道路の再検証を実施し、その結果を踏まえた道路整備プログラムを策定する。	都市計画道路再検証 道路整備プログラムの策定	道路整備プログラムに沿って都市計画道路整備を推進	継続実施	都市計画道路の必要性再検証を行い、これを踏まえた道路整備プログラムを策定する。以後、道路整備プログラムに沿って、計画的な都市計画道路の整備を推進する。	都市計画課

④公共施設の長寿命化 ⑤公共施設の計画的な維持・管理

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
44	トンネル、橋、道路附属物等の点検、修繕を適正かつ効率的に実施する。	5年に1度の定期点検が義務付けられたことを受け、平成26年度から市が管理する2.0m以上の橋梁1,156橋について、5年間の点検計画を作成するなかで、継続して業務委託及び、市職員直営による橋梁点検を実施する。 平成24年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検結果を反映させ、効率的な維持管理を行うことで、長寿命化と費用の軽減を図る。	業者委託: 60橋 直営点検: 202橋	業者委託: 36橋 直営点検: 224橋	業者委託: 53橋 直営点検: 224橋	橋梁点検実施計画に基づき、工程表に掲げた橋梁数の点検を確実に実施する。	土木管理課

45	道路、河川、橋梁、交通安全施設の維持修繕	頻度の高いもの、毎年継続するものについては、具体的な対応計画を作成する。地元要望に関しても、優先順位を検討し、計画的な維持修繕の対応をとる。	交通安全施設整備 道路、河川維持修繕 橋梁維持修繕 直営事業	継続実施	継続実施	内容によっては、緊急を要する場合も想定されるため、各施設の機能レベルを著しく低下させることの無いよう、応急措置を含め、早期段階での仮復旧、完全復旧を目標とする。	土木管理課
46	現有市営住宅の長寿命化を図り、計画的な維持管理を実施していく。	平成27年度に伊太第三、第四住宅の屋上防水工事を実施することから、平成28年度から入居者募集を再開し、応募があり次第、空き家の居住性向上改善工事を実施する。募集については、広報紙、告示板、HP、各支所等へのチラシ掲示等を実施し、随時入居出来るよう待機募集の広報を実施していく。	伊太第三、第四住宅屋上防水工事	待機募集広報の実施 伊太第三、第四住宅居住性向上改善 ※応募者があり次第、居住性向上改善の実施	待機募集広報の実施 伊太第三、第四住宅居住性向上改善 ※応募者があり次第、居住性向上改善の実施	団地別・住棟別の活用方針を定めた島田市営住宅等長寿命化計画により、ライフサイクルコストの削減を目指し、確実な整備・改修を実施し、住宅に困窮する低額所得者のために、良質な住宅の供給を図るため適正な管理戸数を維持していく。	建築住宅課
47	配水池の耐震化(6配水池)	平成27年度は、岡田配水池の耐震診断を実施する。 平成28年度は、経年劣化による震災対策として、天神原配水池と神座配水池の設計を計画する。 平成29年度は、引き続き天神原配水池の設計と神座配水池の工事を計画する。	岡田配水池耐震診断	天神原配水池設計 神座配水池設計	天神原配水池設計 神座配水池工事	水の供給を安定的に保つため、計画的に配水池の耐震化を進める。	水道課
48	老朽管の更新(天神原・旗指・牧之原本線)	老朽化した配水管布設替工事を実施する。 主要な配水管(3年間の整備率:27%) H30以降 天神原 3,065m(残り59%) 旗指 10,520m(残り85%) 牧之原本線 400m(残り16%) 計 13,985m(残り73%)	配水管布設替工事 天神原 290m 旗指 785m 牧之原本線 635m 計 1,710m	配水管布設替工事 天神原 985m 旗指 450m 牧之原本線 900m 計 2,335m	配水管布設替工事 天神原 830m 旗指 650m 牧之原本線 500m 計 1,980m	耐震管の更新により漏水や止水を減少し、常時安定した水を供給する。	水道課

49	クリーンセンター施設の延命化を行う。	平成27年度 循環型社会形成推進地域計画を策定し、国に提出 平成28年度 基本設計及び生活環境影響調査の実施 平成29年度 発注支援業務を実施。業者提案型(プロポーザル)等により、工事業者を決定	循環型社会形成推進地域計画策定	基本設計・生活環境影響調査策定	発注支援業務	32年度にリニューアルされたクリーンセンターとして稼働する。	下水道課
50	養護老人ホーム「ぎんもくせい」の長寿命化のためアンチエイジング対策(予防保全)を行う。	老朽化が進み現時点で改修等が必要な箇所 [建物] 外壁の塗装改修 付属棟塗装改修 2人部屋間仕切壁他改修 [設備] 入水槽機械室緊急遮断弁取付 スチームコンベクションオープン更新 2階入所者洗濯室排水管改修 空調機更新 大規模修繕の時期を建築から15年目の平成28年度とし、平成27年度において目視及び指定管理者からのヒアリング等により、建物・設備について上記以外の不具合を洗い出していく。その結果を踏まえ、改修・修繕計画を策定し、28年度から計画的に実施していく。	長寿命化のために修繕が必要な箇所や、備品の耐用年数等を洗い出し、検討、計画を作成する。	[建物] 大規模改修、修繕等 [設備] 買い替え、修理	[建物] 小規模改築、修繕等 [設備] 修理	改修や更新の費用をできるだけ抑えるため、施設の修繕や造り替えを中長期的な視野で計画的に実施することで長寿命化を図る。(予防保全)	長寿介護課
51	小、中学校施設の長寿命化計画を策定する。	平成27年度中に策定する「第1期(H28～H36)推進計画」に基づき、平成28年度に学校施設の劣化状況実態調査を行う。平成29年度、調査結果等に基づき、学校施設の修繕・更新・統廃合に関する事業を実施するための実施計画「学校施設長寿命化計画」を策定する。	具体的な取組を推進するための総合的な計画(第1期推進計画)の策定【財政課】	学校施設の劣化状況実態調査【教育総務課】	学校施設長寿命化計画の策定【教育総務課】	29年度 学校施設長寿命化計画の策定	教育総務課

52	文化施設の維持修繕事業	平成27年度中に策定する「第1期(H28～H36)推進計画」に基づき、文化施設の在り方について方向性を出していく。 平成28年度は、築後32年が経過するプラザおおるり、築22年が経過する夢づくり会館、築21年が経過する川根文化センターの建物総合診断を行い、平成29年度には修繕計画を立てていく。	具体的な取組を推進するための総合的な計画(第1期推進計画)の策定【財政課】	プラザおおるり、夢づくり会館、川根文化センターの建物総合診断【文化課】	プラザおおるり、夢づくり会館、川根文化センターの修繕計画【文化課】	地域ごとに文化施設を持つ当市の状況を踏まえ、総合的な公共施設の在り方を検討する中で、拠点化や近隣自治体との広域的利用など、今後の文化施設の利活用の方向性について検討していく。 3施設については、建物総合診断を行い、修繕計画を立てていく。	文化課
53	学校給食センターの長寿命化を図る。	南部給食センターについて、平成27年度は老朽化したボイラーの取替工事の発注や調理室の空調設備設置等などの改修設計業務委託の発注を行う。 平成28年度以降については、調理室の空調設備の工事や耐用年数を過ぎている調理機器等について優先度の高い物から更新を行っていく予定である。	ボイラー取替工事 改修設計業務委託発注	空調設備等工事 調理機器更新	継続実施	安全・安心な学校給食の提供、衛生管理の徹底のため計画的に施設設備改修及び更新を行っていく。	学校給食課
54	学校給食センターについて計画的に維持・管理を行う。	中部給食センター 新規の施設・設備ではあるが、計画的に維持・管理の業務委託を発注し、長期にわたり良好な状態に保つ様にする。 南部給食センター 施設・設備の老朽化により機能不全とならないように、業務委託により適切な維持管理を行っていく。	維持管理業務委託	継続実施	継続実施	安全・安心な学校給食の提供、衛生管理の徹底のため計画的に施設・設備の維持・管理を行っていく。	学校給食課
55	「お茶の郷」の県有化に向けた推進	平成27年度中に、県、指定管理者等の関係機関と移管に係る協議を行い、指定管理期間短縮議案、財産処分議案等を上程し、平成28年6月1日に県移管を完了する。	指定管理期間短縮議案の上程 仮契約の締結 財産処分議案の上程 本契約の締結	5月末まで運営した後に県へ施設引渡し		「お茶の郷」の移管	農林課

56	消防団詰所等の計画的な維持管理を行う。	平成27年度:毎年実施している詰所点検の結果や各分団部からの要望を参考に、修繕計画を策定する。 平成28年度以降:予算を確保し計画的に修繕工事を実施し、維持管理を行う。	修繕計画の策定	計画的な維持管理		外壁塗装、雨漏り修繕、トイレの衛生保持の3点を優先し、年次計画を策定し計画的に修繕し維持管理に努める。	危機管理課
57	対象施設の改修、更新により維持管理費の軽減を図る。 公園施設の適正な維持管理に努める。	平成23、24年度に策定した公園施設長寿命化計画の点検結果に基づき、効率的な維持管理により施設の長寿命化と費用の軽減を図る。 15都市公園の遊具等の施設については、社会資本整備総合交付金事業の長寿命化計画(平成26年度～平成30年度)に基づき改築、更新を行う。	公園施設の維持・管理 公園施設の改築・更新	継続実施	継続実施	都市公園施設の安全確保等については、緊急かつ計画的に実施し、子供や高齢者を始め誰もが安全で安心して利用できる遊具等の改修を推進する。	市街地整備課

(3)効果的・効率的な財政運営

①新地方公会計制度への移行

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
58	「統一基準モデル形式」により財務諸表を作成する。	平成27年度中に全ての固定資産についてデータ化した台帳を整備し、平成28年度の財務会計システム更新時までに開始貸借対照表を作成できる環境を構築する。 平成29年度末までに平成28年度決算における財務諸表を作成、公表する。	固定資産台帳整備	統一基準による開始BSの作成 財務会計システム更新	統一基準による財務諸表の作成	29年度末までに「統一基準モデル形式」により財務諸表(28年度決算)を作成する。	財政課

②補助金等の見直し

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
59	「島田市補助金等の適正化に関する指針」に基づき全体的な制度の見直しを実施する。	指針の見直しを行う。改訂した指針に基づき、全体的な制度見直しを実施する。結果に基づき、要綱等の改正及び次年度の予算編成に反映する。結果等について市民へ公表する。	指針の見直し	指針に基づき検証、見直し作業実施 要綱等の改正	結果に基づき実施	28年度に見直しを実施し、29年度の予算編成に反映する。	経営管理課

60	補助金等の見直し	平成27年度中に要綱改正、自治会への制度変更の趣旨説明・周知を行い、平成28年度当初から改正後の要綱で運用する。	方針決定 要綱改正 自治会への周知	改正後の規定を適用	改正後の規定を適用	自治会活動活性化事業費補助金のうち自治会運営事業に係るものと文書配布手数料を併せて交付する手続きに変更し、内容審査、交付決定・確定通知発送業務、支払業務に係る職員の手間と時間の短縮及び自治会役員の事務手続きの削減を図る。	協働推進課
61	補助金等の見直し	平成27年度中に各所属の意向確認及び整理を行い、行政経営会議等必要な機関での協議、手続き、自治会への周知等を経て、29年度から実行する。	各課照会 方針決定 諸協議、手続き 自治会への周知		実施	自治会活動活性化事業費補助金と文書配付手数料以外に統合可能な補助金はないか、また、補助金交付事務そのものを協働推進課に移管可能か各所属の意向を確認し、補助金の統合や交付事務の一本化(または窓口受付のみ一本化)の方針を決定し、実行する。	協働推進課
62	補助事業の見直し、適正化の検討	平成27年度をもって「島田市勤労者教育資金利子補給金」及び「島田市勤労者住宅資金利子補給金」新規受付を廃止し、事業自体の廃止を含めた見直しを行う。 島田榛北地区労働者福祉協議会と連携し、新たな勤労者福祉施策の充実を図る事業を平成28年度より実施する。	新規受付廃止 新たな勤労者福祉施策の検討	新たな勤労者福祉施策事業の実施	継続実施	島田榛北地区労働者福祉協議会と連携し、新たな勤労者福祉施策を創設する。	商工課
63	循環型社会形成推進交付金実施計画の策定と補助要綱の見直し	平成27年度 循環型社会形成推進交付金実施計画【平成28年度～32年度】の策定。 合併処理浄化槽補助金交付要綱変更実施 平成28年度～平成29年度 合併処理浄化槽補助金事業実施	循環型社会形成推進交付金実施計画【平成28年度～32年度】の策定。	合併処理浄化槽補助金事業実施	合併処理浄化槽補助金事業実施	合併処理浄化槽設置を推進することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止する。	下水道課

64	地域防災力を高めるために補助総額と対象の適切化を図る。	地域防災力を高めるための補助対象メニューを創設し、積極的な取組に対する十分な支援を行うとともに、自主防災組織の資機材や備蓄食料の購入に対する予算を確保していく。	新補助対象メニューの創設実績に伴う必要予算額の要求	補助対象メニューの実施検証・改善 補助対象の適切化 補助割合50%の確保	補助対象の最適化 補助割合50%の確保	補助割合50%を確保する。	危機管理課
----	-----------------------------	--	---------------------------	--	------------------------	---------------	-------

③使用料、手数料等の受益者負担の適正化

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
-	公の施設の使用料における受益者負担の適正化を図る。(再掲)	公の施設に係る受益者負担の基準案を作成し、案により使用料の試算を行い、行政経営会議等において、また、関係課等と協議する。協議後、基準を作成し、基準に基づき算定した使用料について、条例改正を行う。使用料改定について、広報紙、HP、各施設等において広報し周知を図る。平成29年4月施行予定。	基準作成 条例改正	使用料改定周知 期間	4月使用料改定	29年度 受益者負担基準が反映された使用料に改定	経営管理課
65	通知カード及び個人番号カードの再交付手数料に関する方針及び金額の決定	徴収に関する方針の決定 再交付における手数料の額の決定 「個人番号カード」の有効期間満了に伴う更新時の手数料について、国庫補助対象外となった場合は、新たに当該手数料の徴収に関する方針を決定し、また、徴収することとした場合は手数料条例を改正する。	徴収に関する方針の決定 手数料条例の改正	継続実施 状況により、手数料条例の改正 (項目の追加等) →	継続実施	平成27年10月5日以降に「通知カード」が送付されるため、それまでに方針を決定し、9月議会において手数料条例を改正する。	市民課

④人員配置の適正化

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
66	行政運営にとって無駄のない効率的な職員配置を行う。	職員配置について、例年7月8月に以後5年間の職員配置に係るヒアリングを行う。	職員配置ヒアリングの実施	継続実施	継続実施	全体のバランスを考慮し、必要な部署に最小で最大の効果の必要人員を配置する。	人事課

⑤公営企業の経営健全化

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
67	新水道ビジョン及び水道事業経営戦略の策定	28年度 委託会社の選定、契約アセットマネジメント及び水道ビジョン等策定 29年度 審議会及びパブリックコメントの実施		耐震化計画 アセットマネジメント 水道ビジョン 経営戦略の策定	審議会 パブリックコメント	アセットマネジメントを策定し、これに基づく水道ビジョン及び経営戦略の策定	水道課
68	簡易水道事業と上水道事業の統合を図る。	老朽化した施設の調査を進め、実施設計、整備を進める。 資産管理を整理 貸借対照表作成のための仕分作業	資産管理 貸借対照表の整理	現地調査 認可業務	実施設計	上水道への経営統合前に老朽化した施設の整備を進める。	水道課
69	公共下水道事業の地方公営企業法の適用を行う。	平成32年度予算決算からの法適化に向けて、基礎調査・基本計画の策定を行う。策定後、業務委託により資産調査及び評価を行う。		基礎調査・基本 計画策定	資産調査及び評価	32年度予算決算より地方公営企業法適用事業となる。	下水道課
70	島田市病院事業「経営計画(平成27年度～平成30年度)」に基づき、収支改善を図る。	経営企画課が全体を統括するバランス・スコアカード(BSC)による目標達成の手法に基づき、財務・患者・業務・学習と成長の4つの視点から整理し、戦略目標を掲げて進めていく。取り組みの進捗を確認するため、毎年度院内においてBSCによる目標設定及び実績の評価発表をしていく。 【財務の視点】1.収支改善／2.収益の増加／3.費用の削減 【患者の視点】4.患者の増加／5.患者の満足度上昇／6.在宅医療支援と地域包括ケアシステム構築への協力 【業務の視点】7.人材の確保／8.医療の質向上／9.業務の効率化／10.未収金対策強化／11.診療圏域の拡大／12.病病・病診・病薬連携の推進／13.病床機能報告制度による病床機能の報告と検討／14.救急医療の維持／15.災害医療の体制整備／16.広報の充実／17.接遇改善／18.適正な人員配置／19.新病院建設計画の着実な推進 【学習と成長の視点】20.職員の資質の向上／21.職員のやる気向上／22.職場環境の改善	BSCによる目標 設定と検証 経常収支比率 97.2% 職員給与対偉業 収益比率 57.3% 病床利用率 79.3% 紹介率 60.5% 患者1人1日当 たり入院収益 49,000円 患者1人1日当 たり外来収益 15,950円	BSCによる目標 設定と検証 経常収支比率 100.1% 職員給与対偉業 収益比率 54.1% 病床利用率 80.2% 紹介率 61.0% 患者1人1日当 たり入院収益 49,200円 患者1人1日当 たり外来収益 16,100円	BSCによる目標 設定と検証 経常収支比率 100.6% 職員給与対偉業 収益比率 53.3% 病床利用率 81.2% 紹介率 61.5% 患者1人1日当 たり入院収益 49,400円 患者1人1日当 たり外来収益 16,150円	29年度 経常収支比率 100.6% 職員給与対偉業 収益比率 53.3% 病床利用率 81.2% 紹介率 61.5% 患者1人1日当 たり入院 収益 49,400円 患者1人1日当 たり外来 収益 16,150円	経営企画 課

71	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を図る。	<p>後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に資することを目的とし、本市における国民健康保険被保険者約25,000人のレセプトデータから、がんや精神疾患を推測される医薬品を服用している被保険者以外で、継続的に医薬品を服用し自己負担額を200円以上程度軽減できる被保険者から上位2,500人(約1割)に対し、後発医薬品に切り替えた場合に見込まれる自己負担額の軽減額などの差額通知書を年3回作成し送付する。また、差額通知書を発送後、行動変容を起こすと思われる翌月の診療分で効果測定し、金額、人数、後発率等の成果を把握して行く予定である。</p>	ジェネリックシールの配布(国保加入世帯14,782世帯) ※26年度から実施	ジェネリックシールの配布 後発医薬品通知書作成業務委託契約(単年度)	継続実施	後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合を31年度末60%以上	国保年金課
72	国民健康保険 特定健診・特定保健指導事業	<p>平成27年度 新たに40歳となる対象者には、受診勧奨の電話 新たな国保加入者に受診希望調査 65歳到達者説明会(長寿介護課主催)時、健康講話とともに受診勧奨 特定健診が6月から実施に伴い、街頭広報、広報掲載、行政広報モニターで周知、公民館、医療機関にポスター掲示、のぼり旗、タペストリー掲示 川根地区特定健診(集団)は、平成26年までは単独で実施していたが、国保総合健診として、がん検診と同日に実施する。 土、日の健診の回数を多く実施 糖尿病腎症重症化予防のために、HbA1c6.5以上の方は、尿中アルブミン検査を追加。 特定保健指導実施率の向上 平成28年度 特定健診実施体制の検討 受診率向上のために、商業施設等を活用したイベント開催 国保被保険者向け健康講演会 平成29年度 第3期特定健康診査実施計画策定</p>	特定健診受診率 特定保健指導実施率向上のための取り組み	継続実施	継続実施	<p>特定健診受診率 29年度 55% 特定保健指導実施率 29年度 90%</p>	国保年金課

73	訪問看護ステーションの体制を整備し、業務改善を促進する。	平成27年度は、新規利用者から一回の訪問時間の短縮を図り、訪問看護数を増やす取り組みを行う。また、複数訪問等訪問形態を見直し、加算を算定する。 平成28年度から、市訪問看護ステーションと病院訪問看護室を統合し、24時間対応で稼働し加算点数を請求する。 職員体制は、正規職員中心の体制とし、効率的かつ高度な看護サービスに努め、経営改善を徹底する。 診療報酬や介護報酬適用外の自費扱いの処置料金(死後の処置等)の設定を行い、収益増を図る。	訪問形態の見直し 加算算定 28年度訪問看護ステーション設置準備	24時間訪問看護ステーション稼働	継続実施	29年度 黒字転換	健康づくり課
74	国民健康保険データヘルスアップ事業	(平成27年度～28年度) 島田市国民健康保険データヘルス計画に基づく事業の実施 糖尿病性腎症の患者への重症化予防プログラムの作成及び事業の展開 糖尿病性腎症3期・4期患者の病診連携 →腎症病期ステージ3期・4期患者で非専門医に受診している患者について、市民病院をはじめとする専門医との連携を進める * 静岡県公立法人静岡県立大学との包括連携協定連携事業 (平成28年度) 事業継続の検証・総括 (平成29年度以降) 市単独事業として継続実施	重症化予防プログラムの作成及び事業の展開	継続実施	継続実施(市単独事業)	糖尿病性腎症の患者への重症化予防プログラムの実践 250人/年	国保年金課

⑥民間能力の活用

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
75	指定管理者制度を適切に運用する。	平成27年度に3施設(地域交流センター「歩歩路」、東海道金谷宿お休み処、川根文化センターチャリム21)で、外部者による評価を試行。指定管理者及び施設所管課に評価方法についてヒアリングを実施し、今後の実施方法について検討を行う。 指定管理者の更新、導入等について、適切に運用する。	外部者による評価試行 検証 制度の適切な運用 指定予定 1施設 更新予定 8施設	検証結果を踏まえ評価実施 制度の適切な運用 更新予定 8施設	検証結果を踏まえ評価実施 制度の適切な運用 更新予定 7施設	27年度 外部評価者による評価施行・検証・結果反映 制度の適切な運用	経営管理課
76	島田市こども館へ指定管理者制度の導入	民間組織の経営力・想像力を活用することで利用者サービスの向上及びコスト削減を図るため、東海ビル管理株式会社へ指定管理を行い、適正な管理に努める。	指定管理者による管理運営	継続実施	継続実施	27年度 指定管理者による管理運営開始	子育て応援課
77	田代の郷温泉に指定管理者制度を導入して効果的・効率的な運営を図る。	指定管理者制度導入に向けて条例の一部改正を行う。平成27年8月に公募、10月に候補者の決定、12月議会の議決により指定管理者を決定する。 指定管理者決定後、施設の管理運営に係る協定書を締結し、平成28年4月から指定管理者による施設運営を行う予定。	6月: 条例改正 8~10月: 公募・プレゼン・候補者決定 12月: 指定管理者決定 3月・協定書締結	指定管理者による管理運営	継続実施	田代の郷温泉の経営の合理化、事業の多様化など、民間の経営ノウハウを導入することで、効率的な経営が期待でき、市の財政負担の軽減が図られることに加え、市民サービスの更なる充実が期待できることから指定管理者制度を導入する。	観光課
78	「島田市立保育園民営化計画」に基づき民営化を進めていく。	かわね保育園役員会への出席、かわね保育園保護者会(説明会)の開催 移管先法人選考委員会の設置、移管先法人の募集、選考を実施 移管先法人施設の見学、施設改修、例規改正(保育所の廃止)	かわね保育園民営化説明会実施 移管先法人の決定・視察	施設改修 引継ぎ保育の実施 例規改正(保育所の廃止)	かわね保育園民営化(4月~)	29年度 かわね保育園の民営化	保育支援課

79	中部学校給食センターの調理業務	中部学校給食センターの調理業務の民間委託の方向性と実施時期の検討	課題の洗出し、調査	人事配置・方向性の検討	方針・委託時期の決定	中部学校給食センターの調理業務を民間委託する。	学校給食課
80	料金収納業務の民間委託	現在の委託先は、平成28年度末で契約期間が満了となる。そのため、28年度に入札を予定している。 メーターの撤去と出庫業務の委託は、28年4月から実施を検討	継続実施	入札 継続実施	継続実施	収納率の維持向上 メーター撤去の委託 メーター出庫業務の委託	水道課
81	市民課窓口業務を民間へ委託する。	次期事業者を選定する。 必要に応じて、委託業務の内容を変更する。	継続実施	継続実施 次期事業者の選定・契約更新 必要に応じて委託業務の内容の変更	継続実施	引き続き民間委託を行い、安定的な業務運営の継続と更なる市民サービスの向上を目指す。 コンビニ交付の実施に関する方針決定及び導入計画の作成に伴い、必要に応じて委託業務の内容を変更する。	市民課
-	ふるさと寄附金記念品送付事業(再掲)	平成27年度は、ふるさと寄附金事業のより効率的な運営を行うために、専門業者に業務委託を行う。これにより、より安心、安全を考慮した記念品の手配が可能となる。また、ポータルサイトへの商品掲載により、商品名や企業名等の露出が増し、島田市の地場産業をよりPRするチャンスとなり、島田市のさらなる魅力アップに繋げていく。 平成28年度以降も随時記念品の見直しを行い、地元業者の協力者を募っていく。	業者への業務委託 記念品の随時見直し 地元業者への協力依頼	継続実施	継続実施	島田市のPRに繋がる魅力的な地場産品を、ふるさと納税者に贈る記念品とするために、地元業者と連携・協力を図っていく。また、民間ならではのアイデア等を取り入れながら、記念品を随時リニューアルしていく。	協働推進課

⑦外郭団体の見直し

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
82	島田市茶業振興協会の運営体制の見直し	茶業振興協会の運営体制の見直しを図るため、問題点を洗い出し、運営体制の見直し(案)を作成、協会において協議を行い、効率的かつ効果的な運営体制を整備する。	問題点の洗い出し 運営体制の見直し(案)作成	関係機関との協議	新体制での運営	29年度 運営体制の強化	農林課

⑧市税等、収納率の維持・向上

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
83	収納率向上のため、徹底した徴収対策を強化する	滞納整理の年間計画を立て、これに基づき督促、催告事務を徹底していく。 平成24年度から実施している児童手当支給月による納付相談(現金納付)を引続き実施していく。悪質滞納者には、滞納処分を実施し収納率の向上に努めていく。	現年度分 収納率99.0% 過年度分 収納率21.1%	現年度分 収納率99.1% 過年度分 収納率22.1%	現年度分 収納率99.2% 過年度分 収納率23.1%	29年度 現年度分 保育料収納率99.2% 過年度分 保育料収納率23.1%	保育支援課
84	財源の確保とともに、納税の責任と公平性の観点から、国民健康保険税の収納率を向上させる。	催告書の送付、休日納税相談の開設(5月、9月、12月、3月) 国保税納税通知書発送時や分割納付など様々な機会を捉えて口座振替を勧奨する。差押予告書を発送しても納付がない者に対しては、早期に財産調査を実施し、滞納処分に着手する。 滞納整理に関する情報収集や徴収連携のため、納税課と相互協力体制を密にする。高額・悪質滞納者の中でも困難事案については、静岡地方税滞納整理機構へ徴収事務の引継ぎを行う。 給付(高額療養費・葬祭費など)申請者、短期被保険者証及び資格証明書の交付者に対する納付指導の強化を図る。 社会保険加入者への国保脱退の勧奨等を行い、資格の適正化を継続する。 滞納者への簡易申告書提出を勧奨する。 居所不明者の実態調査を実施する。	現年収納率 94.40% (対前年度比 0.3%増)	現年収納率 94.70% (対前年度比 0.3%増)	現年収納率 95.00% (対前年度比 0.3%増)	29年度までに現年収納率を95%とする。	国保年金課
85	給食費の収納率を向上させる。	収納率向上のため、児童手当の現金支給による納付相談や申出による天引での徴収を実施するとともに、関係部署や学校等の連携を強化するなど、徴収対策を強化する。児童手当納付相談は年3回実施する。児童手当が支給されない世帯は、訪問徴収で収納する。	児童手当納付相談、訪問徴収の実施	児童手当納付相談、訪問徴収の実施	児童手当納付相談、訪問徴収の実施	現年度収納率 99.8%以上 過年度収納率 30.0%以上	学校給食課

86	税債権の適正な管理を図る。	平成27年度 コンビニ収納の確実な実施 地方税法改正に係る条例改正とそれに伴う基準作成 督促手数料廃止に向けた調査・調整 平成28年度 滞納整理システムを導入し、債権管理を行う。 督促手数料廃止に関する条例改正 平成28～29年度 クレジット収納等納税環境整備の可能性調査を行う。県派遣職員の受入により、徴収体制の改善を行う。	条例改正 基準作成 コンビニ収納の確実な実施 督促手数料廃止に向けた調査・調整	条例施行 納税環境整備のための調査実施 県派遣職員の受入 督促手数料に関する条例改正	納税環境整備のための調査実施 県派遣職員の受入 滞納整理システムの導入 督促手数料廃止	収納率 現年分 対前年比+0.01% 滞納繰越分 前年収納率を維持 督促手数料廃止(29年度)	納税課
87	未収金対策強化(未収金の回収増加、事前に未収金の発生防止)	過年度未収金の徴収は、訪問集金額増や督促ルールの徹底など従来の方法に加え、平成27年度は未収金を取り扱う法律事務所との契約により未収金の回収を強化する。当年度発生未収金は、未収情報の院内共有、限度額認定証の利用促進、公的機関への働きかけ、入院時面談など、未収発生前の早期対応により、発生未収額を抑える。	未収金対策強化(法律事務所との契約)	継続実施	継続実施	平成29年度 過年度未収金の減少 (当年度発生未収額が過年度未収金徴収額を下回る) 過年度未収金徴収額 目標:H27…3,500万円/年 H28・H29…対前年比増 当年度発生未収額 目標:H27…3,500万円/年 H28・H29…対前年比減	医事課
88	市営住宅の入居者募集を現在の空家募集から待機募集に変更する。	平成27年度から待機募集(大草、中河町、南原、身成住宅)を実施する。更に平成28年度からは、伊太第三、第四住宅の待機募集を実施する。募集については、広報紙、告示板、HP、各支所等へのチラシ掲示等を実施し、随時入居出来るよう待機募集の広報を実施していく。	大草、中河町、南原、身成住宅の待機募集実施	伊太第三、第四住宅の待機募集住宅の追加実施	5住宅団地の待機募集を引き続き実施	空家の発生した住宅に待機者が速やかに入居できるようにする。常に満室の状態にする。	建築住宅課

—	ふるさと寄附金記念品送付事業(再掲)	平成27年度は、ふるさと寄附金事業のより効率的な運営を行うために、専門業者に業務委託を行う。これにより、より安心、安全を考慮した記念品の手配が可能となる。また、ポータルサイトへの商品掲載により、商品名や企業名等の露出が増し、島田市の地場産業をよりPRするチャンスとなり、島田市の魅力アップに伴うふるさと納税者の増加を目指す。 平成28年度以降も随時見直しを行い、ふるさと寄附金事業を通じて島田市の魅力をPRしていく。	業者への業務委託 記念品の随時見直し 対外的な島田PR推進	継続実施	継続実施	記念品を随時リニューアルし、魅力ある地場産品を導入することにより、さらなる地域振興を目指し、同時に島田市を応援するふるさと納税者の増加を目指す。	協働推進課
---	--------------------	---	-------------------------------------	------	------	--	-------

⑨職員のコスト意識の徹底

	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
89	公共工事におけるコスト縮減施策の実施	行動計画に基づき、公共工事コスト縮減に取り組んでいく。 年間の縮減額、縮減率、取組件数を集計する。 次期行動計画の策定に向け、取組内容の見直しを検討する。	年間工事を3期に分け、各課からの報告を集計する。	継続実施	継続実施	公共工事におけるコスト縮減の意識の定着を目的とする。	総務課
90	工事積算に関する職員のコスト意識の向上を図る。	情報収集及び従来工法と新工法の比較検討を行い、その結果を島田市建設技術協会等において事例発表を行い情報の共有化に努め、工事積算に反映させていく。	情報収集及び従来工法と新工法の比較検討を行う。	島田市建設技術協会にて、事例発表を行い、情報の共有化を図る。	工事積算に反映させる。	29年度までに、職員のコスト意識の向上を図る。 時間的コスト・サイクルコストの縮減を図る。 (26年度実績の1.41%の1.5倍(2.1%)を目標とする。)	建設課

6 市民との協働体制の構築

(1)透明性の向上と信頼の確保

①行政情報の積極的な開示 ②市民にとって有用で分かりやすい情報の提供

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
91	記者提供資料の適性化を図るためのマニュアルの作成及び周知	ケースに応じた記者提供資料のマニュアルを作成し、各課に情報提供資料の作成基準を周知する。この基準に沿って作成することで記者提供資料の質の向上を図る。また、標準化するためのシステムの検討も併せて行う。	基準作成	基準の理解促進	質の向上	記者提供資料の標準化 記者提供資料作成基準の理解の促進	広報課
92	島田市附属機関等の会議の公開・会議の公表	制度の周知 公開の対象となる会議の拡大検討	制度の周知 事務改善	継続実施	継続実施	情報公開コーナーへの公表とホームページへの掲載について事務フローを見直し改善を図る。	経営管理課
93	新病院建設に関する情報を適時公表する。	新病院建設事業について、事業の進捗状況に合わせて適切な時期に広報紙やWEBサイト等において広報し周知を図る。	①新病院建設基本計画の公表 ②新病院建設基本設計の公表 ③新病院建設実施設計の公表 ※詳細な事業スケジュールについては検討中			27～29年度 新病院建設基本計画を策定し、その概要について公表する。 新病院建設基本設計を完了し、その概要について公表する。 新病院建設実施設計を完了し、その概要について公表する。	病院建設推進課

③手続きの簡略化と窓口のワンストップ化

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
94	コンビニにおける証明書交付の実施	コンビニ交付の導入に係る経費、スケジュール、課題などを調査・検討する。関係課と実施内容等を協議する。コンビニ交付の導入計画を作成する。あわせて、土曜日開庁・平日時間延長業務、行政サービスセンターのあり方について検討する。	導入に係る経費・スケジュール等の調査 関係課との調整方針決定 導入計画の作成 開始に伴う予算措置	印鑑条例の改正 各種申請、契約等 事業開始	継続実施	28年1月から交付が開始される個人番号カードを利用し、全国のコンビニで証明書を交付するサービスを平成28年度中に開始する。	市民課

95	補助金等の申請・支払業務の見直し	平成27年度中に要綱改正、自治会への制度変更の趣旨説明・周知を行い、平成28年度当初から改正後の要綱で運用する。	方針決定 要綱改正 自治会への周知	改正後の規定を適用	継続実施	自治会活動活性化補助金と文書配布手数料を併せて交付する手続きに変更し、内容チェック、交付決定・確定通知発送業務、支払業務に係る職員の手間と時間の短縮及び自治会役員の事務手続きの削減を図る。	協働推進課
-	補助金等の申請・支払業務の見直し(再掲)	平成27年度中に各所属の意向確認及び整理を行い、行政経営会議等必要な機関での協議、手続き、自治会への周知等を経て、29年度から実行する。	各課照会 方針決定 諸協議、手続き 自治会への周知	→	実施	自治会活動活性化事業費補助金と文書配付手数料以外に統合可能な補助金はないか、また、補助金交付事務そのものを協働推進課に移管可能か各所属の意向を確認し、補助金の統合や交付事務の一本化(または窓口受付のみ一本化)の方針を決定し、実行する。	協働推進課

④職員の接遇・説明能力の養成

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
-	年間研修計画に沿った研修の実施(再掲)	毎年職員研修計画を策定し、自主研修、職場実務研修、職場外研修を実施している。職場実務研修では、庁内実務研修として、会計事務や契約事務等実務を学ぶ研修だけでなく、地方創生等の新鮮な話題を時期を得て行うとともに、職員のプレゼンテーション能力の向上も併せて目的としていく。職場外研修では、定例の階層別研修だけでなく、市町村アカデミー等派遣研修に加え、講演会研修として「時局講演会」を開催し、潮流を知る組織風土の醸成に取り組むものとする。	自主研修 職場実務研修 職場外研修	継続実施	継続実施	庁内実務講座 開催回数 10回／年間 参加人数 500人／年間	人事課

⑤作業手順書の作成と活用(再掲)


No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
-	実質的なマニュアルの整備により、体制の強化を図る。(再掲)	マニュアルを作成し、職員同士見直し改定していく。	マニュアルを作成	見直し、改訂、追加	見直し、改訂、追加	事務の目的・概要、対応方法、電算入力手順等、事務が簡潔にわかるマニュアルを作成し、効率的な事務執行と個人負担の軽減を図る。	川根地域総合課 金谷南地域総合課 金谷北地域総合課

(2)市民協働の推進

①自治基本条例の制定・運用

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
96	自治基本条例を制定し、適正な運用を図る。	市民で構成する自治基本条例を考える市民会議が市民意見の集約を行いつつ、条例で定めるべき項目や内容を検討し、庁内組織である自治基本条例制定委員会(作業部会)が条文を作成する。また、議会に関する条文については市議会と調整を図りながら進めていく。	条文の作成 市民意見の集約 市民等への周知	条文の作成 パブリック・コメント	4月自治基本条例施行	29年度 自治基本条例施行	地域づくり課

②まちづくりリーダーの養成

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
97	ファシリテーター養成研修	社会に積極的に関わっていく地域まちづくりリーダーの育成を継続して行っていく、市民が主体となるさまざまなまちづくりの取り組みの活性化を目指す。	地域まちづくりリーダーの育成	継続実施	継続実施	ファシリテーターとしての能力を習得し、身につけた知識・技法をもとに、地域の担い手として活躍する場を広げ、協働意欲の促進を図る。	協働推進課
98	地域防災リーダーを養成し、自主防災組織の災害対応力を強化する。	自主防災会長・委員長会議での案内や広報紙で募集する。 女性、中高生を対象とした講座の新設を検討する。	会長・委員長会議での案内と広報紙で募集 女性、中高生を対象とした講座の検討	女性、中高生を対象とした講座の実施		自主防災組織に最低でも2人の地域防災リーダーを育成する。 50人/年育成	危機管理課

③市民同士や市民と行政が対話する場の創設

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
—	まちづくり支援事業交付金事業 (再掲)	平成27年度は、各課に自課に関連する事業の把握と市民団体関係者との意見交換をしてもらうため事業報告会への参加を求める。初年度以降の所管課と市民団体との関わり方、予算措置等について検討を行う。予算措置などの条件がクリアできた場合は、平成28年度から新たな体制により事業実施をする。	所管課と市民団体との意見交換の場創設	継続実施	継続実施	申請事業に関連する所管課と事業実施団体との連携により市独自では効果・実績を出すまでに時間や予算がかかるなどの問題の解消を図り、併せて市民団体の活動内容を把握することにより協働のまちづくりを推進する。所管課が関係することにより活発な活動を促す。	協働推進課
99	30歳の同窓会実施事業	【具体的内容】 (期待される効果) 同窓会をきっかけに地域参加を促す。 日常的に相談・協力し合える仲間を作る。 同窓生による情報交換でビジネスチャンス のきっかけを作る。 未婚男女の出会いの場を提供する。 若者を通じて市政情報を拡散していく。 (実行委員会) 30歳の各中学校の卒業生代表・島田市商 工会議所・島田市商工会 島田青年会議所・同窓会支援企業・静岡県 立大学学生・島田市	大学との事業実施調整 島田市商工会議 所、島田市商工 会、島田青年会 議所に運営等の 補助の依頼(予 算措置)	事業実施	事業実施	30歳は人生の転換期といわれ、転職、結婚等の機会と捉え、「30歳の同窓会」を開催し、本市の将来を担う30歳の若者が、自らの手で作り上げる地域活性化イベントにより、旧友との絆を復活させ、また新たなつながりを生み出す。 さらに、転出者をターゲットとした移住・定住施策のPRによる移住・定住の促進を図る。	協働推進課
100	人々が集まる蓬萊橋付近の大井川河川敷を民間に積極的に解放し利活用を促す。	国土交通省静岡河川事務所の全面的な協力を得ながら取組む。 勉強会の開催。市の窓口等を決める。 現地視察 協議会を設立する。 オープンカフェの出店条件等を決定し、公募する。 カフェの建設・営業 ※ 蓬萊橋関連のイベント時や自主的に機会を設けて、事業の啓発活動を積極的に実施していく。	国交省による勉強会 モデルの出店 現地視察 協議会設立	出店事業者募集要項 出店事業者募集 河川占用申請 施設設置	営業	29年度までに蓬萊橋付近の河川敷で民間(協議会)によりオープンカフェ(茶店)等を営業する。	建設課

④市民の意見を行政に反映させる仕組みづくり

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
101	市長への手紙の内容、回答をホームページ上に掲載する。	平成27年度中に、要領を制定し、全庁に周知する。 同年度中に、市長への手紙の内容・回答の概要を月別に市ホームページ上に掲載する。	要領の制定、全庁周知 内容・回答概要を市HPに掲載	継続実施	継続実施	要領を制定し、全庁に周知することで、効率的な対応、回答までの時間短縮につなげる。 市長への手紙の内容・回答の概要を月別に市ホームページ上に掲載する。	協働推進課
102	移動市長室の実施	平成27年度 コミュニティ委員会単位、小学校学区単位での実施 【想定地区】六合地区、第一小学校～第五小学校地区 平成28年度 コミュニティ委員会単位、小学校学区単位での実施 【想定地区】初倉地区、金谷地区、川根地区、伊久身地区 平成29年度 コミュニティ委員会単位、小学校学区単位での実施 【想定地区】神座・鵜網地区、相賀地区、大津地区、伊太地区	コミュニティ委員会単位、小学校学区単位での実施			市内に9つあるコミュニティ委員会単位に移動市長室を実施する。 島田市街地(旧市内)には、コミュニティ委員会組織がないため、小学校学区単位での実施を検討する。 なお、年度をまたいで実施する。	協働推進課
103	市民等の意見を把握し市政に反映させるため、パブリックコメントの実施の徹底を図る。	職員に実施手引の活用を促し、制度の目的、対象、提出された意見等の適正な取扱い等を周知し、実施の徹底を図る。	制度の周知 実施の徹底	継続実施	継続実施	実施の徹底を図る。	経営管理課

⑤市民団体の活動の場の整備

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
104	市民団体の活動の場の整備	<p>(平成27年度) 島田市公共施設白書に基づく、再配置計画の検討結果に基づき、既存公共施設の空きスペースの確保を検討する。(島田・金谷・川根地区別の必要性)</p> <p>(平成28年度) 活動拠点の運用指針を策定し、市民活動団体に周知を図る。</p> <p>運用に係る管理団体等の選定作業</p> <p>(平成29年度) 活動拠点の運用開始</p>	既存公共施設での検討	運用指針の策定、運用管理団体の選定	運用開始	NPO法人、市民活動団体等への支援策の一つとして、既存の公共施設の一部を活動拠点等として提供することを検討し、早期に結論を出す。	協働推進課

⑥市民活動を支援する制度の充実

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
—	まちづくり支援事業交付金の活用(再掲)	<p>平成27年度は、各課に自課に関連する事業の把握と市民団体関係者との意見交換をしてもらうため事業報告会への参加を求める。初年度以降の所管課と市民団体との関わり方、予算措置等について検討を行い、要綱改正など必要な事務手続きを行う。予算措置などの条件がクリアできた場合は、平成28年度から新たな体制により事業実施をする。</p>	要綱改正・予算措置 制度周知	改正後要綱適用	継続実施	申請事業に関連する所管課と事業実施団体との連携により市独自では効果・実績を出すまでに時間や予算がかかるなどの問題の解消を図り、併せて市民団体の活動内容を把握することにより協働のまちづくりを推進する。所管課が関係することにより活発な活動を促す。	協働推進課

105	大学との包括連携協定(NPOなど市民団体との協働の推進)	平成27年度に市庁内において連携事業を調査した結果、36事業が候補として提出されたため、実施可能事業を県立大学と協議の上、随時取り組みを開始する。(COC事業、受託事業を区分する。)	包括連携協定の締結 連携事業に係る補正予算措置 連携事業の実施	学生ワーキングスペースの確保	COC+の連携による、雇用創出・若者地元定着の促進(地方創生関連)に向けた検討	島田市と静岡県立大学は、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図るために、豊富な資源を有する大学と市との協力関係を、今まで以上に強化することにより、協働を基調としたまちづくりを構築することを目的として、包括的・継続的な連携を推進する。協定の締結を機に、行政課題への大学等の参画による地域振興、人材育成の実現、大学の社会貢献活動の拡充、大学の教育に貢献することなど、大学、市、双方にとって有益で継続性のある連携を進めていく。	協働推進課
106	市民団体との協働の推進	学校図書館が川根図書館と一体となることにより、学校への一般人が侵入することの安全性が心配されているため、地域ボランティアによる、安全対策を実施する。地域ボランティアの協力を得て、郷土の特性を子ども達へ伝達することにより、郷土の良さを知り、学び、身近な地域の事に興味を持ち、郷土愛に目ざめてもらえる場としたい。	学校図書と図書館活動の一体化と学校の安全対策(見守り)の確立	子どもたちと地域とがかかわりを持つ事業の展開	子どもたちが積極的に地域活動にかかわりを持ちたくなる事業の展開	学校図書と図書館が一体となって活動する事に加え、郷土への理解を深めるため、地域の素晴らしさ、伝統等の情報を提供する場としたい。	図書館課
107	花をとおして住み良い環境づくりのために「花の会」を結成し、地域の花壇の維持管理を行う	地域花壇の適切な維持管理に取り組むために県が主催する講演会などに積極的に参加し栽培技術等の習得に努める 花の種子配布事業などのグリーンバンク事業を積極的に活用して住み良い環境づくりを行う	植栽及び地域花壇の維持管理、公共施設へのプランター提供、学校・福祉施設への草花の提供、会員の新規入会支援	継続実施	継続実施	市民が安らぎを感じ、快適に暮らせるよう、緑に囲まれた憩いの場がたくさんある都市空間を作る 市民による自発的な緑化活動により緑溢れる生活環境を作る	市街地整備課

⑦市民の能力の発掘と活用

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
108	島田市ゆめ・みらい百人会議	平成27年度は、2年間の任期の集大成ともいえる提案発表会を開催し、市の政策に対する意見を聴取、可能な範囲で今後のまちづくり(市政運営)への反映に努める。今後は、活動で培われた実績・経験をもとに、市民が主体となったまちづくり推進を目指すべく人材の活用を図っていき、自主的・積極的な活動を行うための支援を行っていく。	意見聴取 市政に反映	人材活用 助成金等による 支援	継続実施	幅広い分野の市民が自主的に参加し、ともに学び、ともに研究し、行動し、共感し、支え合う場を作ることで、市民に関わる問題(公共)については、行政だけが担うのではなく、市民全体が力を出し合って担っていくように、市民主体のまちづくりを目指した人材育成・人材活用を行う。	協働推進課

⑧職員の地域活動への参加

No.	取組内容	3年間の具体的な取組	工程表			目標	担当課
			27年度	28年度	29年度		
109	青少年への性の正しい知識の啓蒙	今までこのような出前授業は行なっていなかったが、看護学校の教員が命の誕生について、性に関する正しい知識を疾患も関連させてわかりやすく講義することができる。講義で使用する教材も学校にあるため、有効と考える。行なえる出前授業の内容を小中学校にお知らせし、日程と講義を受ける生徒の年齢も考慮し授業を行なう。	内容、計画検討	実施 結果検証	継続実施	小中学校へ出前授業を年間1件以上	教務課